

## 第 22 号議案

### 亀岡市薄田野生涯学習センターに係る 指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり指  
定管理者を指定する。

平成 28 年 1 月 5 日提出

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称  
亀岡市薄田野生涯学習センター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
薄田野町自治会
- 3 指定の期間  
平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで